

お子さまに
毎日の
安心を!

こども総合保険のご案内

0才児から大学生までを対象に、お子さまの成長に対応する補償内容。傷害補償から賠償責任補償まで

※新規契約の引受は受付していません。既にご加入いただいている方のご継続のみ(プラン変更のみ)となります。ご了承ください。

団体割引20%適用

被保険者の範囲(補償の対象となる方)
ご加入できる方は右記のいずれかとなります。

①2026年4月1日(保険期間の末日)現在で満23才未満の方

②学校教育法に定める学生および生徒・児童(大学、大学院、専修学校、中・高等学校、幼稚園など)

※満23才未満であっても就職等で扶養されていない場合はお引受けできません。

こんな“まさか”を補償します。 ※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

育英費用補償

国内外で補償

あらかじめ指定された扶養者が急激かつ偶然な外来の事故によるケガで事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したり約款所定の重度の後遺障害が発生した場合、育英費用を「一時金」でお支払いします。

緊急費用補償

国内外で補償

被保険者の父母・兄弟姉妹が急激かつ偶然な外来の事故によるケガで事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、葬儀に参列するために緊急に発生する費用として保険金額の全額をお支払いします。

傷害補償

国内外で補償

学校生活中はもちろん、お子さまのスポーツや旅行中など24時間日常生活全般の急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。

●死亡・後遺障害(後遺障害保険金追加支払あり)

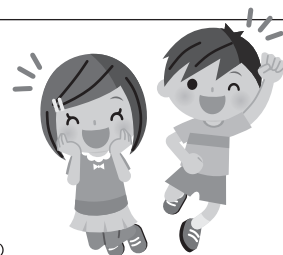
事故の発生の日からその日を含めて180日以内に亡くなった場合、保険金額の「全額」。事故の発生の日からその日を含めて180日以内に発生した後遺障害は程度に応じて保険金額の「4~100%」の額をお支払いします。

●入院:事故の発生の日からその日を含めて180日以内のそのケガの治療による入院日数に対して保険金をお支払いします。

●通院:事故の発生の日からその日を含めて180日以内のそのケガの治療による通院日数に対して保険金をお支払いします(90日限度)。

※手術保険金:ケガの治療のため所定の手術を受けたときに、入院中がそれ以外により入院保険金日額の10倍(入院中)・5倍(入院中以外)をお支払いします。

※後遺障害保険金が支払われ、かつ事故の発生の日からその日を含めて180日経過時点まで被保険者が生存している場合、お支払いした後遺障害保険金と同額を追加してお支払いします。(後遺障害追加支払倍数:1倍)



賠償責任補償(注)

国内外で補償

お子さまやお子さまのご家族などが、日常生活において誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、日本国内において電車等の運行不能によって法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。なお、保険金額の決定には事前に保険会社の承認が必要となります。賠償責任補償の被保険者は、本人、本人の親権者およびその他の法定監督義務者、本人の配偶者、本人もしくはその親権者または本人の配偶者と同居の「本人またはその配偶者の親族」(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます)・別居の「本人またはその配偶者の未婚(これまでに婚姻歴がないこと)の子」となります。被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者としてします。※免責金額0円。

保険会社による
示談交渉サービス付き
なので安心

※示談交渉サービス

引受保険会社が被保険者に代わって、被害者の方と賠償額の決定などの示談へ向けた交渉を行います。損害賠償金の額の決定などの交渉に対する不安を軽減します(日本国内で発生した賠償事故に限り)。

※話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

下宿学生の場合の
プラス補償

国内のみ

●借家人賠償責任補償(注)

学生ご本人が万一、借りているアパートや下宿先で偶然な事故により、借用している戸室を壊したり、汚したりして、家主に対して法律上の損害賠償責任が発生した場合に補償します。※免責金額0円。

●生活用動産の補償(※3)[新備保険特約(生活用動産補償特約)]が自動セットされます。

火災や盗難などにより、学生ご本人が所有しているテレビやデスクトップパソコンなどの生活用動産が損害を受けた場合に補償します。

※免責金額は「盗難」の場合3万円、「火災、落雷、破損、燃焼」の場合は0円、「それ以外の場合」1万円となります。

(注)事故状況等により、法律上の損害賠償責任が発生しない場合等、保険金お支払いの対象とならないことがありますのでご注意ください。

保険料引去日 2025年6月の給与より(毎月天引きされます)

保険期間(ご契約期間) 2025年4月1日午後4時から1年間

保険金額(ご契約金額)・保険料

[記載の保険料は被保険者(本人)数が1,000名以上5,000名未満(団体割引20%適用)にて計算しております。]

(後遺障害追加支払倍数 1倍) (職種級別A:学生など)

補償内容/募集の型		自宅学生(E型)	下宿学生(F型)
保 險 金 額	育英費用保険金額(一時金)	300万円	
	緊急費用保険金額	10万円	
	傷 害	死 亡 ・ 後 遺 障 害 保 険 金 額 ^{※1}	250万円 ^{※1}
		入 院 保 険 金 日 額 (1 8 0 日 限 度)	2,500円
		手 術 保 険 金	入院中:入院保険金日額の10倍 入院中以外:入院保険金日額の5倍
		通 院 保 険 金 日 額 ^{※2} (9 0 日 限 度)	1,500円 ^{※2}
	賠償責任保険金額		1,000万円
	借家人賠償責任保険金額		500万円
生活用動産補償保険金額 ^{※3}		100万円	
月 払 保 険 料		1,040円	1,310円

※1:傷害死亡保険金と傷害後遺障害保険金は保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

※2:事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に対しては、保険金をお支払いできません。

※3:携帯電話、スマートフォン、電子マネー、眼鏡など保険の対象に含まれない物があります。詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

※上記保険料は学生等の職種級別Aで計算しています。学生等の被保険者が職業をお持ちの場合は取扱代理店または引受保険会社へお問合わせください。

職種級別A:会社事務員など職種級別B以外のご職業および主婦・学生・無職者など

職種級別B:農林業作業、漁業作業、採鉱・採石作業、自動車運転者(助手を含む)、木・竹・草・つる製品製造作業、建設作業

※育英費用補償について、引受保険会社が保険金をお支払いした場合は、継続時に必ず補償内容の見直しが必要となりますので、ご注意ください。

●告知していただいたご職業、職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

●注意 育英費用の支払いと扶養者の指定について

●加入申込票に記載された扶養者が事故によるケガにより死亡または約款所定の後遺障害が発生した場合に被保険者(お子さま)の育英費用を一時金で補償します。

●扶養者は次の条件のいずれも満たしている方をあらかじめご指定ください。

- 1.被保険者の親権者であること(被保険者が未成年の場合)
- 2.被保険者の生計を主に支えている方
- 3.被保険者と同居していること(被保険者の就学上の理由で別居している場合は条件としません)

■育英費用が支払われる場合(例)[扶養者]の指定

ケース	申込人	扶養者	父が亡くなった場合	母が亡くなった場合
A	父	父	○	×
B	母	父	○	×
C	母	母	×	○

重要事項の
ご説明

GN22D010178

お支払いする保険金
および費用保険金
のご説明

GN22D010924

詳しくは右記二次元コードより、重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明を読み込み、ご確認ください。ご確認ください場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。



株式会社 UCS

保険金をお支払いできない主な場合

■育英費用補償

- 扶養者が事故によるケガ以外で亡くなった場合(病気死亡の場合はお支払いできません)
- 事故の時に、扶養者が被保険者を扶養していない場合(被保険者が独立して生計を営むようになったとき) など

■傷害補償

- 故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無免許、酒気を帯びた状態での運転等によるケガ
- 地震、噴火、津波によるケガ ●むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- 山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます。)、ハングライダー搭乗など危険なスポーツによるケガ など

■賠償責任補償

- 故意、職務の遂行に起因する賠償責任 ●自動車(バイク含む)等の所有、使用、管理に起因する賠償責任
- むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの ●同居の親族に対する賠償責任 など
- 借家人賠償責任補償
- 故意、地震、戦争などに起因する賠償責任 ●借戸室の改築、増築、取り壊し等の工事に起因する賠償責任
- むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの ●借戸室を貸主に引き渡した後発見された損壊に対する賠償責任 など

■生活用動産補償

- 故意、重大な過失、地震、暴風、津波、洪水などによる賠償責任 ●自然の消耗、性質によるサビ、変色などによる損害
- 詐欺、横領、紛失、置き忘れなどによる損害 ●塗料のはがれなど外観のみの損傷で、本来の機能に支障をきたさない場合など

■緊急費用補償

父母・兄弟姉妹の死亡原因が下記事由に該当する場合

- 故意または重大な過失・自殺行為・犯罪行為・闘争行為・無免許・酒気を帯びた状態での運転による事故
- 地震、噴火、津波による事故 ●脳疾患、疾病、心神喪失によるものなど

継続手続きについて

加入者

PPIHグループ従業員

※前年と同一内容で継続される方は、自動継続とさせていただきますので、手続きは不要です。
※変更(脱退も含む)がある場合は2025年2月28日(金)までに株式会社UCSまでお申し出ください。

この保険は株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスを保険契約者、株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスのグループ企業の従業員を加入者とし、その子どもからお選びいただいた方を被保険者本人とする、こども総合保険の団体契約です。

ご 注 意

- このパンフレットは各保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 重複契約に関する注意事項
育英費用補償・賠償責任補償・借家人賠償責任補償・生活用動産補償・緊急費用補償について、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険およびこども総合保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます) が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

ご加入にあたってご注意いただきたいこと

- こども総合保険で被保険者(お子さま)が職業等を変更された場合は遅滞なく保険契約者、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。
- 「こども総合保険」について、万一事故が起こった場合は事故の発生日からその日を含めて30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、ご注意ください。
- 被保険者が死亡したなどの場合は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。
- 各保険の「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」および保険証券は保険契約者(株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス)に交付されます。詳しくは取扱代理店までお問合わせください。
- ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、保険契約の満了する日と同一内容(※)で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率によって計算されます。
(※)傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。
(ご注意)保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。
- お申込みの際は、加入申込票に記載されている各項目(年令・他の保険契約等の有無など)について正しくご記入ください。
- ご加入時にすでに被っているケガは、告知の有無にかかわらず、保険金お支払いの対象とはなりません。また、加入申込票記載事項(年令・職種・他保険加入状況、保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

取扱代理店・お問合わせ先

株式会社UCS
保険リース営業部
〒492-8686 愛知県稲沢市天池五反田町1番地
TEL:0587-24-8241 FAX:0587-24-8240

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
名古屋企業営業第二部 営業課
〒453-6116 愛知県名古屋市中村区平池町4-60-12 グローバルゲート16階
TEL:050-3462-7428 FAX:052-563-9484